

## 下関市上下水道局請負工事中間技術検査実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、下関市上下水道局請負工事検査要綱（平成23年4月1日施行。以下「検査要綱」という。）第3条第5項の規定に基づき、中間技術検査（以下「技術検査」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

2 技術検査は、完成検査を補完するために技術的な観点から工事の施工状況（施工体制、施工手順、工程管理、出来形管理、品質管理、安全管理及び法令遵守等の管理状況をいう。）、出来形、品質及び出来ばえの確認及び評価を行い、工事の品質を確保することを目的とする。

### (対象工事)

第2条 技術検査の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、契約年度の前年度に完成検査を完了した工事のうち、水道管布設工事（水道施設工事として発注された上水道における導水管、送水管又は配水管の布設工事（工業用水道管布設工事を含む。）をいい、請負代金額が500万円以上のものに限る。）又は下水道管渠布設工事（土木一式工事として発注された下水道管渠布設工事（雨水渠布設工事を含む。）をいい、請負代金額が500万円以上のものに限る。）（以下この条において「水道管布設工事等」という。）において、下関市上下水道局請負工事成績評定要領（平成23年9月1日施行。以下「成績評定要領」という。）により65点未満の評定点を受けた業者（以下「対象者」という。）が受注した水道管布設工事等とする。

### (実施時期等)

第3条 技術検査は、原則として対象工事の請負代金額に対する出来高比率が概ね10分の3から10分の7までの範囲内で行うものとする。

2 対象者は、技術検査の実施時期について予め施工計画書に明記しなければならない。

3 監督職員は、対象工事の工程計画及び進捗等の情報を工事検査員と共有するものとする。

### (技術検査の手続き及び時期)

第4条 対象者は、中間技術検査請求願（様式第1号）により、技術検査の請

求をするものとする。

- 2 工事担当課所長は、対象者から中間技術検査請求願を受理したときは、事実確認を行い、総務課長にこれを報告しなければならない。
- 3 総務課長は前項の規定による報告を受けたときは、工事検査員に当該工事の技術検査を実施するよう指示するものとする。
- 4 技術検査は、対象者から中間技術検査請求願を受理した日から起算して14日以内に行うものとする。

(検査項目及び方法等)

第5条 技術検査は、施工状況、出来形、品質及び出来ばえについて、成績評定要領第5条に定める評定の方法により実施する。

(検査結果の報告)

第6条 工事検査員は、技術検査を実施したときは、速やかに検査要綱第12条第1項第1号に規定する工事検査調書により総務課長に技術検査の結果を報告し、工事担当課所長に回付しなければならない。

- 2 技術検査の結果、手直しが必要な場合の事務処理については、検査要綱第13条第1項から第3項までの規定を準用する。この場合において、検査要綱第13条第1項中「検査（中間検査を除く。）」とあるのは「技術検査」と読み替えるものとする。

(手直し又は補強等の措置)

第7条 技術検査の結果、手直し又は補強等を行う必要が認められた場合に必要措置については、検査要綱第14条第1項、第2項第1号、第3項及び第5項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「受注者」とあるのは「対象者」と、第1項中「前条第2項の規定による通知及び第4項の規定による報告」とあるのは「前条第2項の規定による通知」と、第5項中「工事検査員又は工事検査職員」とあるのは「工事検査員」と読み替えるものとする。

- 2 再度の技術検査の実施については、第5条から前項までの規定を準用する。

(他の検査との関係)

第8条 技術検査で確認した出来形部分については、施工において再度の確認が必要な場合を除き、完成検査及び出来形検査時の確認を省略することがで

きる。ただし、その後の現場状況の変化や対象者の管理状況等から再度の技術的な確認が必要な場合は、この限りでない。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。